

新潟市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第7号

新潟市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例

新潟市国民健康保険事業財政調整基金条例（平成3年新潟市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「国民健康保険の保険給付」を「国民健康保険事業費納付金（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の7第2項に規定する納付金をいう。）の納付」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。